

4. 保育サービス

《事前に申込・登録が必要です。》

保育所〈福祉課〉

保護者の就労等の理由により、家庭での保育が受けられない乳幼児を保育所でお預かりします。

〔・ふたば保育所 ・あさひ保育所 ・こしき保育所
・溝口保育所 ・こどもパル

・新年度の入所申込時期：毎年10月中旬頃

◎休日保育(こしき保育所)

町立保育所に入所している児童が、日曜日、祝日に保護者の就労等の理由により、家庭での保育が受けられない場合に利用できます。

・対象：1歳6か月以上の児童



一時的な保育サービス〈福祉課〉

◎一時保育(こしき保育所、溝口保育所)

家庭での保育が困難な場合に、一時的に児童を保育所でお預かりする事業です。

・対象：町内に住所を有し保育所に入所していない満1歳以上の児童

◎病児・病後児保育

お子さんが病気の回復期にあるため、保育所や小学校での集団生活が困難で、家庭での保育ができない場合、施設で一時的にお預かりする事業です。

◎子育て短期支援事業(児童ショートステイ)

疾病などにより一時的に家庭でお子さんを養育することができなくなったときに、児童福祉施設に預けることができる事業です。

◎ファミリー・サポート

子育ての手伝いができる人(支援会員)と、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)が会員となり、地域で子育ての助け合いを行う、子育て相互援助活動事業です。

・利用料金 1時間 500 円、以降 250 円／30 分

・食事代、交通費等は依頼会員が実費を負担。

・支援会員の自宅、子育て支援センター等の施設、その他こどもの安全が確保できる場所で実施します。

・事前登録必要。

・登録後、事前の打合せを行い支援内容が決定します。

放課後児童クラブ〈福祉課〉

放課後や長期休業中の昼間、保護者の就労等の理由により、家庭での保育が受けられない小学生に対し、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

〔町営・岸本放課後児童クラブ(第1ルーム、第2ルーム)
・溝口放課後児童クラブ・八郷放課後児童クラブ

・新年度の入所申込時期：毎年10月中旬頃

〔民営・たくしクラブ(二部地区・団体運営)

〔たくしクラブ問合せ先：080-1643-8134〕

5. 学ぶ・出かける

■妊娠出産・子育てに役立つ教室・講座

子育て支援センター〈子育て支援センター〉

乳幼児とその保護者同士の交流の場を提供します。また、育児の電話相談等を行います。

・開所日 月～金曜日 9:00～11:30、13:30～16:00(祝日除く)

第2・4土曜日 9:00～11:30

食育講座〈健康対策課〉

離乳食講習会と幼児食育教室を行います。

赤ちゃん相談日〈健康対策課〉

赤ちゃんの身長体重測定とともに、月に1度、子育てに関する相談を行います。助産師への相談もできます。

図書館〈教育委員会〉

〔・溝口図書館 ・岸本図書館 ・二部公民館
・日光公民館

◎ブックスタート、セカンド、サード事業

7か月児・3歳児・新1年生に絵本をプレゼントします。

■小学生・中学生のための教室

放課後子供教室(小学生)〈教育委員会〉

小学生の安全・安心な居場所をつくとともに、学びやスポーツ・文化活動等の場を提供します。

伯耆未来塾(中学生)〈教育委員会〉

土曜日や長期休業日等に、生徒が授業の復習や前学年の振り返りなど、内容を自分で決めて学習します。学習支援員が支援します。



1. 赤ちゃんが生まれるまえに
2. 赤ちゃんが生まれたら
3. 子育て中の方への支援制度
4. 保育サービス
5. 学ぶ・出かける

各サービスの詳しい
情報は町 HP へ！



【お問い合わせ先】

健康対策課 0859-68-5536
福祉課 0859-68-5534
教育委員会 0859-62-0927
子育て支援センター 0859-39-8011
住民課 0859-68-3115

1. 赤ちゃんが生まれるまでに

■補助金など

妊婦支援給付金(1回目)〈福祉課〉

1回の妊娠につき5万円を支給します。

母子健康手帳の交付・妊婦健診(歯科含む)への助成

〈健康対策課〉

妊娠の届け出をした方に、母子健康手帳と健診受診票を交付します。

出産時の交通費助成〈健康対策課〉

出産時、タクシーを利用した方に助成します。

大人の風疹ワクチン接種費用助成〈健康対策課〉

妊娠を希望する方とそのパートナー、妊婦のパートナーへ助成します。

不妊治療・不育症治療費の助成〈健康対策課〉

治療にかかった費用の一部を助成します。



2. 赤ちゃんが生まれたら

■各種手続

出生届〈住民課〉

出生日を含めて14日以内に届出をしてください。

○必要なもの:出生届、母子手帳

特別医療費助成〈健康対策課〉

次の方を対象に医療費(保険適用分)を助成します。

・18歳到達後最初の3月31日までのこども

・ひとり親家庭(18歳到達後最初の3月31日までのこどもを養育するひとり親等)

○必要なもの:健康保険情報が確認できるもの

■育児支援

産後ケア事業〈健康対策課〉

出産を終えたお母さんと赤ちゃんに対して、産婦人科医院や助産院等において母子のケア・育児相談・授乳指導等を提供します。

新生児訪問指導〈健康対策課〉

保健師が新生児宅を訪問し、発育・育児等の相談を受けます。

■補助金など

児童手当〈福祉課〉

高校3年生年代までの児童を養育している方に支給します。(※出生日や転入日の翌日から15日以内に手続きしてください。)



○必要なもの:父母で所得の高い方の通帳、健康保険情報が確認できるもの、個人番号がわかるもの、運転免許証

妊婦支援給付金(2回目)〈福祉課〉

こども(胎児)1人につき5万円を支給します。

対象のこどもの出生日と本町の住民となった日が同一であり、こどもの出生後も引き続き町内に居住する見込みがある場合には、出産祝金としてこども1人につき5万円を加算します。

各種予防接種助成〈健康対策課〉

乳幼児を対象にBCGなどの予防接種費用を助成します。(※転入の場合は、窓口に出してください。)

新生児聴覚検査助成〈健康対策課〉

先天性難聴を早く見つけて適切な治療や支援につなげるため、検査費用を助成します。

未熟児等養育医療費助成〈健康対策課〉

身体の発育が未熟なまま出生した乳児の入院治療費の助成と訪問指導を行います。

3. 子育て中の方への支援制度

■子育て相談など

子育て世代包括支援センター〈健康対策課〉

保健師が妊娠前から子育て期の不安やお悩みをお聞きし、一人ひとりに合ったプランを作成し、子育てのサポートをしていきます。子育てに困ったら、一人で悩まず抱え込まず、お気軽にご相談ください。保健師・管理栄養士の個別相談を随時行います。

子ども家庭総合支援拠点〈福祉課〉

18歳未満のお子さんとその家庭、妊娠婦などを対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとについて、専門の相談員が相談対応します。

関係機関と連携し、児童虐待の未然防止、再発防止のための支援体制を構築し、電話や家庭訪問等それぞれの家庭にあったサポートを行います。

■補助金など

乳児家庭保育支援手当〈福祉課〉

親子の愛着形成をはかるため、家庭で乳幼児を保育している保護者に対して手当を支給し、経済的支援を行います。(※育児休業給付金受給者とそれ以外の方では、申請時期が異なります。)

チャイルドシート購入費補助制度〈福祉課〉

6歳未満の幼児に使用するチャイルドシート等の購入費補助を行います。(※購入後6か月以内が申請期限。)

健康ポイント〈健康対策課〉

母子健診や子育て事業への参加でポイントが付き、10ポイント貯まると町内施設で使える利用券と交換します。

とっとり子育て応援パスポート〈鳥取県〉〈福祉課〉

子育て家庭がパスポートを協賛店に提示するとお店ごとのサービスを受けることができます。

・申請先:福祉課または鳥取県ホームページ

就学援助費支給〈教育委員会〉

義務教育を受けている児童・生徒の保護者で、経済的に困窮している方に学用品・給食費などを支給します。

■訪問支援

子育て世帯訪問支援事業〈福祉課〉

家事、育児等に対して不安または負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家事・育児等の支援を行います。

■ひとり親の方への支援制度

児童扶養手当〈福祉課〉

父または母と生計を同じくしていない18歳未満の児童または一定の障がい者を有する20歳未満の障がい児を養育している父、母または養育者に支給します。

■障がい・難病の児童への支援制度

特別児童扶養手当〈福祉課〉

20歳未満の障がい者を有する児童を監護する父、母または養育者に支給します。

■その他の制度 ※詳しくはお問い合わせください。

災害遺児手当、交通遺児手当、障害児福祉手当〈福祉課〉